

資料 I（各サービス共通）

7. 非常災害対策

災害発生時における高齢者施設等の被災状況等の報告について

(災害時情報共有システム)

災害時における介護施設等の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、非常災害等が発生した場合は、介護サービス情報公表システムに追加された「災害時情報共有システム」により被害情報を報告することとなっています。

報告対象サービス（介護保険サービス事業所・施設）

（介護予防）短期入所生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

※被害状況の入力が必要な災害が発生した場合には、和歌山県ホームページ「きのくに介護 de ネット」、和歌山市ホームページ「介護サービス事業者の方へ」等への掲載、各介護施設等の法人メールアドレスへのメール送付等、「災害時情報共有システム」上で被害状況の報告が可能になったことを連絡します。

報告対象サービスにおいては、被害がある場合も、被害がない場合も必ず入力・報告してください。

※上記以外のサービスについても入力は可能です。

※小規模災害等、国からシステムの利用の指示がない場合は、「災害時情報共有システム」での報告ではなく、本市ホームページに掲載している「介護保険サービス事業所・施設被害状況報告」様式を使って、和歌山市指導監査課に提出してください。

「災害時情報共有システム」についての事前準備等、各種マニュアル、参考通知等本市ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

【本市ホームページ】

「介護サービス事業者の方へ」 > 「災害・防犯・事故等対策について」

（ページ番号：1014516） > 「災害発生時における高齢者施設等の被害状況の報告について」

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1014516.html>

災害時情報共有システムに関するお知らせ

災害時情報共有システムをご存知ですか？

介護施設等の被災状況を迅速かつ正確に情報収集し、適切な支援につなげることができるよう、災害発生時における被災状況等を把握することを目的として国が構築したシステムです。

入力項目は多いのですか？

災害時の必須入力項目は、7項目をチェックするだけなので、短時間で入力することができます。

なお、システム入力により、支援の要請を行うこともできます。

入力必須項目	入力内容
① 人的被害の状況	・人的被害なし ・人的被害あり
② 建物被害の状況	・被害なし ・軽微な被害あり(推定被害80万円未満) ・重大な被害あり(推定被害80万円以上)
③ 避難の必要性	(入所施設) ・避難の必要性なし ・避難の必要性あり
	(入所施設以外) ・支障なし(開所) ・支障あり(閉所中)
④ 電気の状況	・停電なし ・停電中
⑤ 水道の状況	・断水なし ・断水中
⑥ ガスの状況	・供給あり ・停止中
⑦ 冷暖房の状況	・使用可能 ・使用不可

※ 被害情報を入力いただいた場合には、国や都道府県・市町村において、支援の必要性を判断することができます。また、所管官庁等と被害情報を共有することにより、優先的な復旧に活用される場合もあります。

災害時情報共有システムに関する Q&A

Q 災害時情報共有システムにどこからログインすればよいのでしょうか？

A ログインは、下記URLの「●●」に別添の都道府県番号を入力してアクセスしてください。

【事業所用URL】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/●●/index.php>

※和歌山県の番号は「30」です。

Q 災害時情報共有システムのログインIDやパスワードがわからず、システムにログインできません。どうしたらよいのでしょうか？

ログインID・パスワードは「介護サービス情報公表システム」と同じです。

※一部のサービスでは別にIDが発行されている場合もあります。

A 事業所が所在する都道府県・指定都市において、IDの発行や初期パスワードの設定を行っています。所在する都道府県・指定都市の介護保険主管課までお問い合わせください。

Q 災害時情報共有システムは被害があった場合に入力すればよいのでしょうか？

A 被害がある場合も、被害がない場合も必ず入力してください。被災地全体の被災状況を迅速かつ正確に把握し、必要な支援に繋げるためにも、速やかに入力いただけますようお願いいたします。

非常災害対策について

和歌山市に影響を及ぼす地震

海溝型地震(南海トラフ地震)

- ・規模 **M8~9**
- ・発生確率 **80%程度(30年以内)**
- ・ランク分け **Ⅲ** (発生する確率が高い)

特徴 体感:横揺れ

- ◎津波
- ◎建物倒壊
- ◎液状化

内陸型地震(直下型地震)

- ・規模 **M7.2**
- ・発生確率 **0.008~0.3%(30年以内)**
- ・ランク分け **A** (発生する確率がやや高い)

特徴 体感:縦揺れ

- ◎建物倒壊
- ◎液状化

各種ハザードマップについて



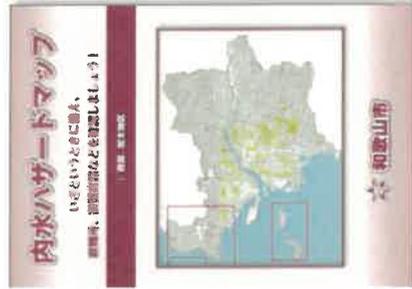
津波による浸水想定



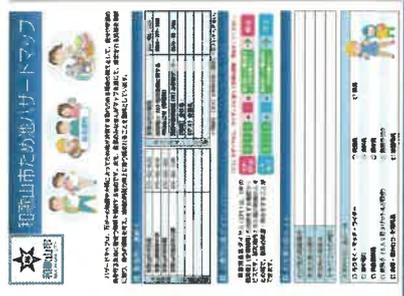
土砂災害の
おそれがある区域



河川の氾濫による
浸水想定



排水能力を超える
大雨による浸水想定



ため池の決壊による
浸水想定

施設の安全確認

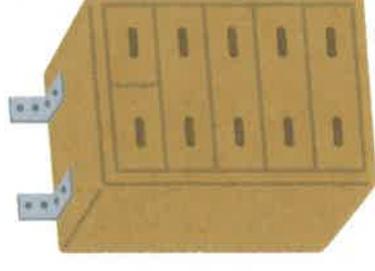
建物の耐震性を確認



- ・昭和56年6月から新耐震基準となった
- ・耐震診断を受ける
- ・耐震性不足なら耐震補強や建て替えなどの対策をとる

家具や備品類(プリンター等)の転倒・落下対策

- ・避難を阻害するところに倒れてこないような設置の検討
- ・確実な固定やガラスの飛散防止など対策を行う
- ・阪神淡路大震災の負傷原因のうち
 - 46% 家具等の転倒落下
 - 29% ガラスの飛散



災害時における情報収集手段

【ラジオ】 各局放送



和歌山放送(AM 1431KHz)、エフエム和歌山(FM 87.7MHz)など
※特に、停電時にも使える**乾電池ラジオが便利**

【テレビ】 各局放送

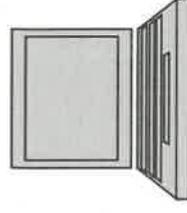
地上デジタル放送のデータ放送が受信できるテレビでは、市の最新情報が入手できます。



- ①テレビ和歌山(5ch)画面でリモコンのdボタンを押す
- ②「あんぜん情報24時」を選択

【インターネット】 各ホームページなど

- 和歌山市
- 和歌山県防災わかやま
- 気象庁
- 和歌山地方気象台



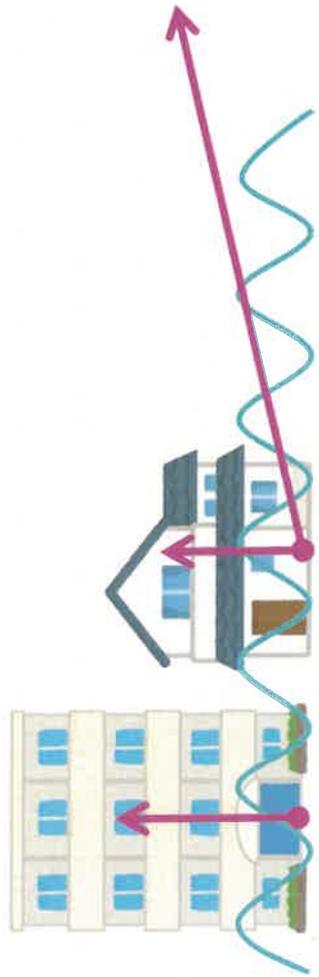
避難情報と警戒レベルについて

警戒レベル	避難情報など	状況	行動
5	緊急安全確保	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！
~~~~~ 〈警戒レベル4までに避難する〉 ~~~~~			
4	避難指示	災害のおそれ 高い	全員避難
3	高齢者等避難	災害のおそれ あり	高齢者等は避難
2	大雨・洪水・高潮 注意報（気象庁）	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する
1	早期注意情報 （気象庁）	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを 高める

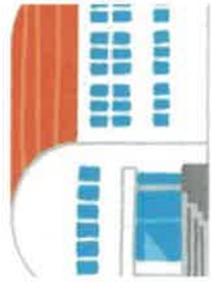
# 警戒レベル4が発令されたとき

水害

浸水しない場所への移動



※垂直避難する場合は、  
自宅が安全であるときのみ



避難所等

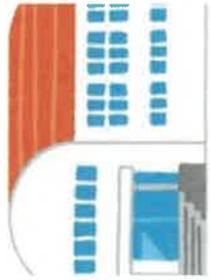
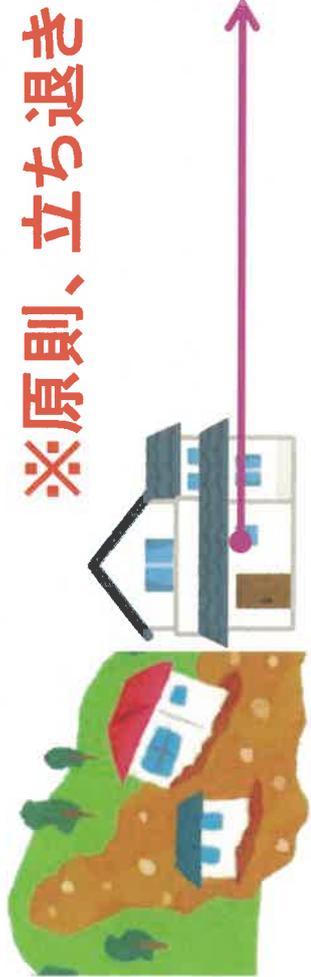


親戚・知人宅

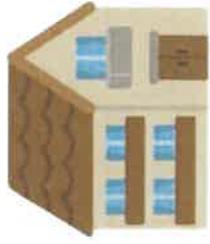
土砂災害

土砂災害の危険がない場所

※原則、立ち退き



避難所等

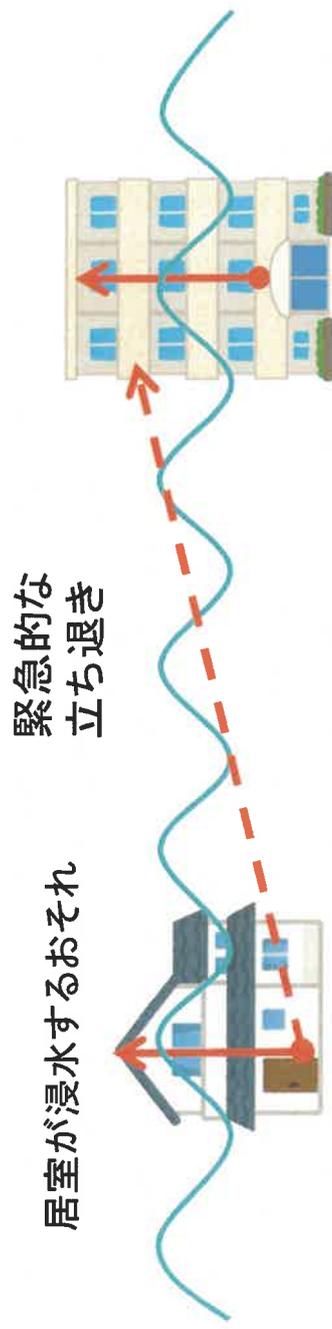


親戚・知人宅

# 警戒レベル5が発令されたとき

## 水害

浸水しないよう少しでも高い場所への移動



## 土砂災害

土砂災害の危険がある場所から  
少しでも離れた場所



## 和歌山市防災情報メール



防災情報や防災行政無線からの放送内容を携帯電話などにメールで配信する。放送が聞こえない時でも、文字で確認することができる。

[touroku@bosai-mail.city.wakayama.wakayama.jp](mailto:touroku@bosai-mail.city.wakayama.wakayama.jp)

439

上記メールアドレスに表題・本文無しのメールを送信して登録手続きをしてください。



迷惑メール対策をしている場合は、下記アドレスからのメールを受信できるように設定してから登録してください。

[osirase@bosai-mail.city.wakayama.wakayama.jp](mailto:osirase@bosai-mail.city.wakayama.wakayama.jp)

お問合せ先  
総合防災課（消防局庁舎6階） 073-435-1199

## 和歌山市 防災情報電話案内サービス



電話で防災行政無線と同じ放送内容を聞くことができる。

和歌山市防災情報電話（自動再生）

**0120-077-199（通話料無料）**

（フリーダイヤル：携帯電話からもご利用いただけます）

お問合せ先

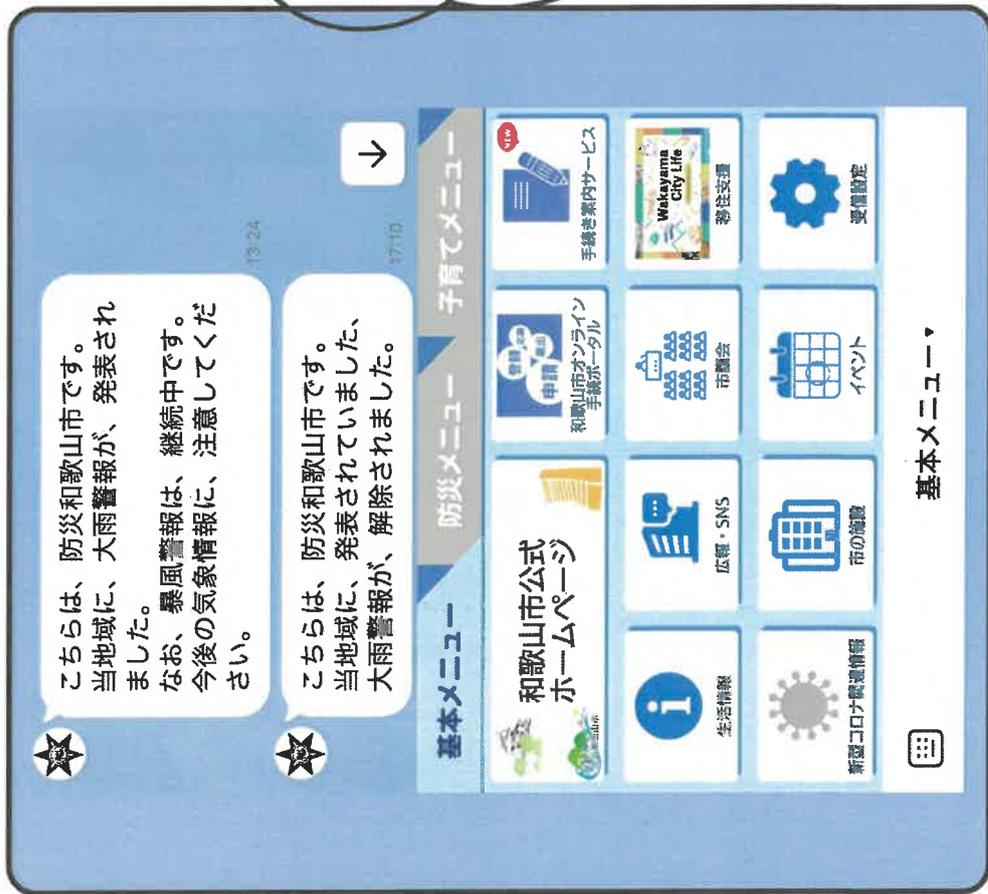
総合防災課（消防局庁舎6階） 073-435-1199

# 和歌山市LINE公式アカウント

LINE

## 登録方法

- ① IDを検索する @wakayama_city
- ② QRコードを読み取る



「気象警報に関する情報」が届く  
「避難場所」「ハザードマップ」  
「防災行政無線」の内容を確認  
できる

## 避難経路の考え方

- ・避難経路は複数考える
- ・避難は原則徒歩のため、徒歩でのルートを考える
- ・防災マップを使用し、実際に避難する視点で歩いてみる(ブロック塀や落ちてきそうな看板、側溝がある中で災害時に避難できるのか)



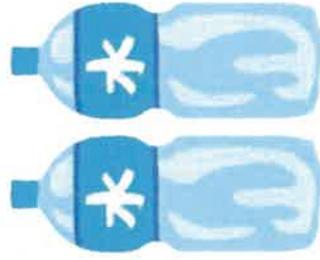
## 非常持出品

災害発生時、すぐに避難できるようにリュックサックなどに必需品をまとめ、持ち出しやすい場所に保管しておく。

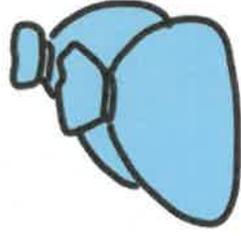
・食料



・水



・携帯トイレ



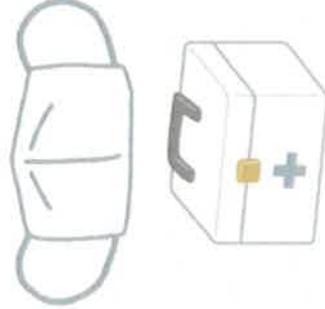
・携帯型ラジオ



・ライト



・救急用品



・電池  
・バッテリー (マスク、消毒薬等)



・貴重品 (多少の現金【小銭】、  
保険証のコピー等)



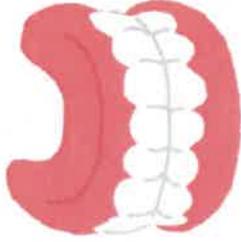
## 非常持出品

自分や家族構成を考えて必要なものがあれば用意しておく

・お薬手帳・処方箋のコピー



・入れ歯



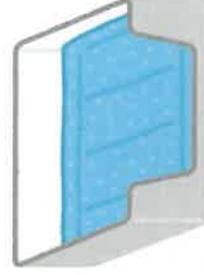
・赤ちゃん用品  
(哺乳瓶、粉ミルクなど)



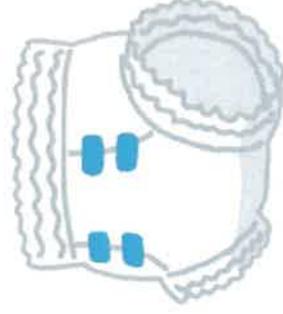
・メガネ、コンタクトレンズ



・ペットフード・トイレシート



・紙おむつ



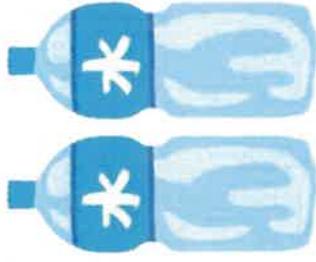
# 非常備蓄品

災害発生時に想定される水、電気、ガスなどのライフラインの停止に備え、復旧するまでの間に必要な水や食料、生活用品などを備蓄しておく。

・食料



・水



・カセットコンロ



・電池

・バッテリー



・ライター・マッチ



・非常用電源・  
自家発電設備



・おんぶひもなどの  
避難補助具



・簡易トイレ



## 家庭の備蓄品

家庭で確保する備蓄の目安は1週間分

普段食料 3 日分

非常用備蓄 4 日分

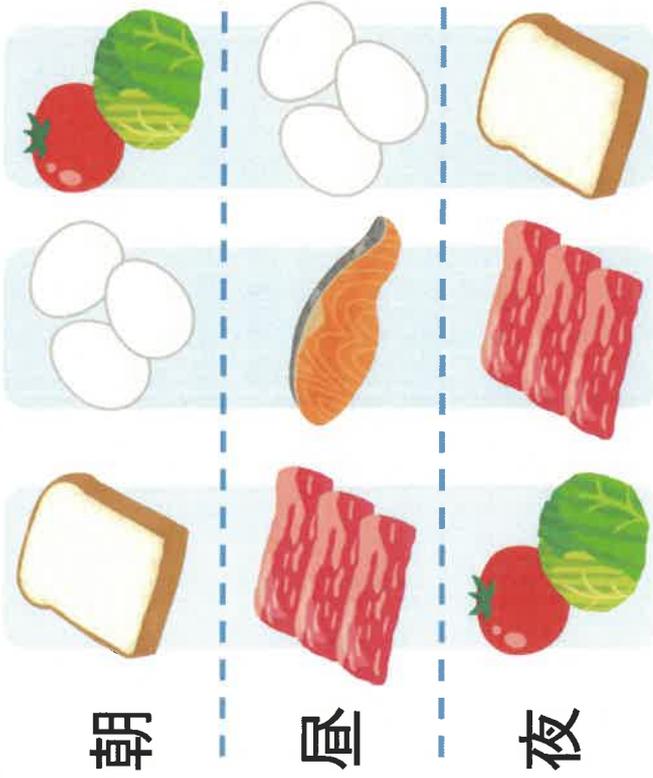
月 火 水 木 金 土 日

# 食料の準備方法(7日分)

最初の

3日分 1人9食

冷蔵庫や冷凍庫の食品



朝

昼

夜

停電後にクーラーボックスへ。  
保冷剤や冷凍食品を食品の上に  
置いて保存

後半

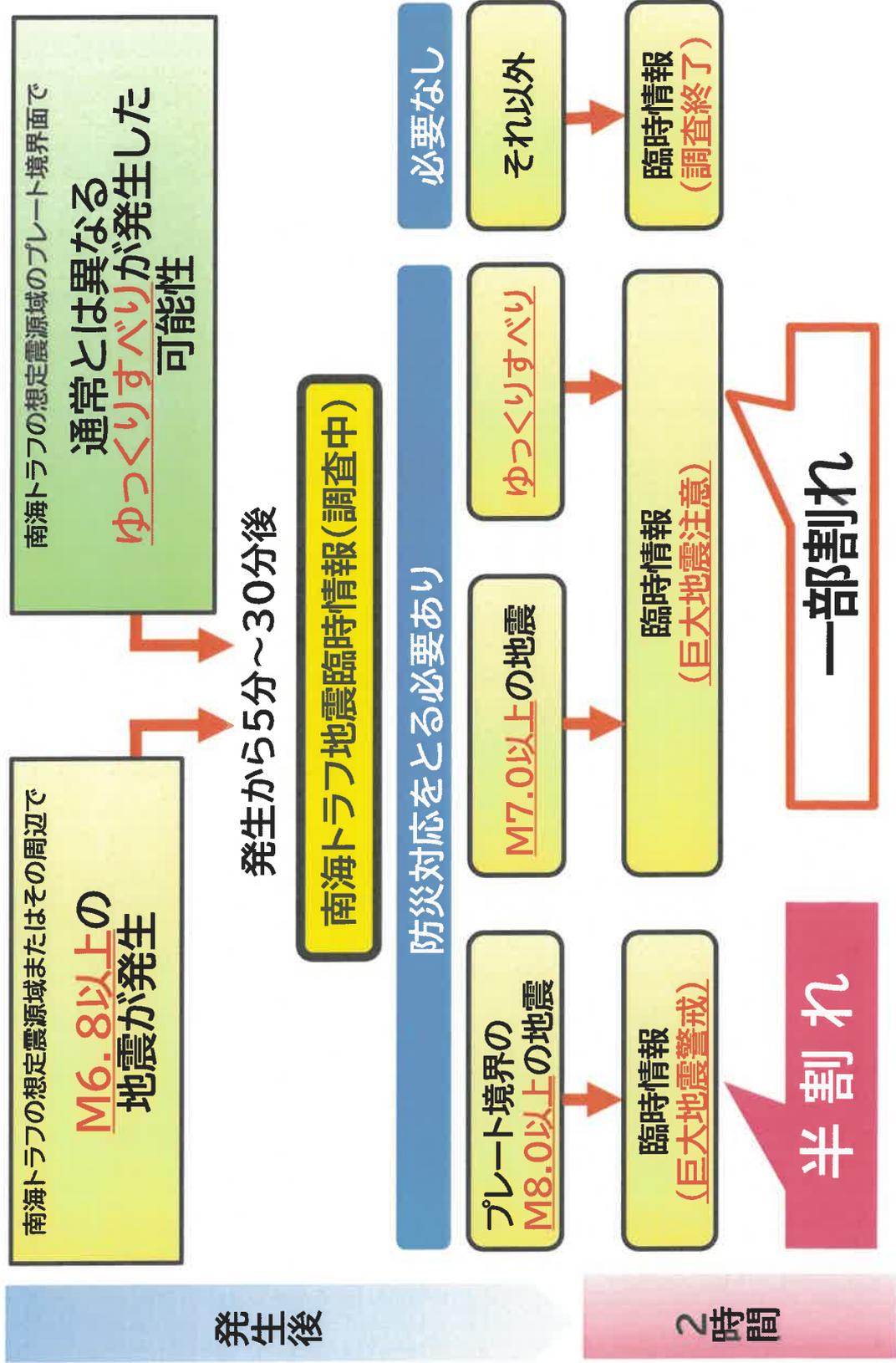
4日分 1人12食

フリーズドライやレトルト食品など



ローリングストック法で賞味期限を  
切らさないように

# 南海トラフ地震臨時情報フロー図



# 南海トラフ地震臨時情報が発表されたら！

地震発生からの目安	南海トラフ地震臨時情報	
	巨大地震警戒	巨大地震注意
～1週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃からの地震への備えの再確認</li> <li>事前避難の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃からの地震への備えの再確認</li> </ul>
～2週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃からの地震への備えの再確認</li> </ul>	
2週間～	地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
	調査終了	

日頃からの備えのポイント！

- ・防災ハザードマップで災害リスクや避難場所等の確認
- ・家庭における備蓄品(飲料水・食料・日用品等)の確認
- ・地震の揺れへの対策(家具の固定・住宅の耐震化等)
- ・防災情報の収集手段の確認(防災情報メール等)

# 社会福祉施設の消防用設備等

養護老人ホーム、障害児入所施設等 ((6) 項ロ)	
消火器	全部
屋内消火栓設備	延べ面積700㎡以上
スプリンクラー設備	全部 (一部施設は延べ面積275㎡以上)
自動火災報知設備	全部
漏電火災警報器	延べ面積300㎡以上 (ラスモルタルのみ)
消防機関へ通報する 火災報知設備	全部 (自動火災報知設備と連動して起動)
非常警報設備	収容人員50人以上
避難器具	20人以上 (下階に(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、 (13)項イ、(14)項、(15)項がある場合は10人以上)
誘導灯	全部

老人デイサービスセンター、児童養護施設等 ((6) 項ハ)	
消火器	延べ面積150㎡以上
屋内消火栓設備	延べ面積700㎡以上
スプリンクラー設備	延べ面積6,000㎡以上 (平屋建て以外)
自動火災報知設備	全部 (入居・宿泊させるもの) 延べ面積300㎡以上 (入居・宿泊させるもの以外)
漏電火災警報器	延べ面積300㎡以上 (ラスモルタルのみ)
消防機関へ通報する 火災報知設備	延べ面積500㎡以上
非常警報設備	収容人員50人以上
避難器具	20人以上 (下階に(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、 (13)項イ、(14)項、(15)項がある場合は10人以上)
誘導灯	全部

# 防火安全対策

まさかの火災に、日頃の心構えと備えが重要です。



## 1 日常の火気管理

### ▼火の始末



寝たばこは絶対にやめましょう。  
また、決められた場所で喫煙をしましょう。

### ▼キッチン周り等の火気管理・整頓



火を使用する前には、周囲の整理をして正しく使いましょう。

## 2 火災発生時の対応

### ▼迅速な対応



万が一、火災が発生した場合には、迅速かつ的確な対応ができますか？  
被害を最小限に食い止めるためには、日頃の心構えと備えが重要です。

# もしもの火災！ 対応行動を頭に入れておきましょう

## 1 火災覚知



火災を覚知したら、素早く行動を起こします。

## 2 火災場所の確認



火災の疑いのある部屋に駆け付けます。  
このときには、消火器を携行します。

## 3 火災室からの避難



火災室に自力で避難できない方がいる場合には、適切な介助により、一時的に火災室の外の安全な場所に避難させましょう。

## 5 戸の閉鎖



火災室を離れるときには、火災を拡大させないよう、ドアや引き戸を閉じることが大切です。

## 4 初期消火



火災室に逃げ遅れ者がいないことを確認し、消火器などを使って消火をします。  
なお、炎が既に天井まで届いているなど消火が困難な場合には、避難を優先します。

## 6 消防機関への通報



消防機関へ119番をして、必要な事項を速やかに伝えます。

## 7 火災室にいた自力避難困難者の建物外までの避難介助



一時的に火災室の外に避難した方を、建物外の安全な場所まで避難させます。

## 9 消防隊への情報共有



消防隊が到着したら、逃げ遅れ者やケガ人の有無など必要な情報を伝えます。

## 8 火災室以外にいる者の建物外への避難

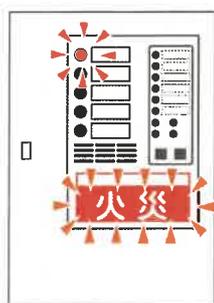


火災の発生を叫びながら、逃げ遅れ者の有無を確認していきます。  
自力避難できない方などには、適切な介助を行います。

# 万が一に備え、消防訓練を実施しましょう!!

実際に避難介助や初期消火・通報行動を短時間に行う訓練をしてみましょう。

## 通報訓練



・実際に火災が発生したときには気が動転し、落ち着いて通報ができなくなる場合があります。落ち着いて聞かれたことに正確に答えていくと良いでしょう。

ただし、通報している場所にまで煙や火が拡大するなどの危険が迫っている場合は、すぐに避難しましょう。

※注意 訓練で119番通報する場合、消防職員の立ち合いが必要です。

## 消火訓練



・消火器を使用する場合は、火点から3～6 m離れた位置からねらいます。

・ピンを抜くなどの動作を行った上で放出姿勢をとり、約15秒間維持します。

・炎が既に天井まで届いているなど消火が困難な場合には、避難を優先しましょう。

## 避難誘導 (避難介助)



・火災室に自力で避難できない方がいる場合は、適切な介助により、建物外の安全な場所まで避難させます。

・火災の発生を呼びかけながら、逃げ遅れ者の有無を確認していきます。

## 1 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について

### (1) 避難確保計画の作成等の義務

「水防法」や「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」等が改正され、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に立地する「要配慮者利用施設(防災上配慮を要する方が利用する施設)」については、次の項目が法律で義務付けられています。

#### <義務>

1. 「避難確保計画」の作成及び市町村への提出
2. 「計画に基づく避難訓練」の実施及び市町村へ報告書の提出(年1回以上)

法律上の義務

### (2) 避難確保計画の作成等が必要な要配慮者利用施設とは？

対象となる要配慮者利用施設とは、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内などに立地し、和歌山市地域防災計画(総則・予防計画)に掲載されている社会福祉施設、医療施設、教育施設です。

なお、新設施設や津波浸水想定区域内に立地する施設については、和歌山市地域防災計画には掲載されていませんが、利用者等の安全確保のため、避難確保計画の作成をお願いします。

### (3) 提出が必要な書類

対象となる施設の所有者又は管理者は、洪水・土砂災害・津波の各ハザードマップなどを確認し、災害時における施設のリスクを踏まえた上で、次の書類を作成・提出してください。

#### ① 避難確保計画を作成または変更した場合の提出書類

- 避難確保計画
- 避難確保計画作成(変更)報告書 【必須】

#### ② 避難確保計画に基づく避難訓練の実施後の提出書類

- 訓練実施結果報告書

#### ③ 提出書類の様式

「避難確保計画」「避難確保計画作成(変更)報告書」「訓練実施結果報告書」などの各種様式については、次の和歌山市ホームページからダウンロードして作成してください。



和歌山市要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について



[http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/bousai_bouhan_koutsu/1000032/1036580/1042132/index.html](http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/bousai_bouhan_koutsu/1000032/1036580/1042132/index.html)

#### (4) 提出方法及び提出先

【提出方法】 メール、郵送、窓口等

【提出先】 ※市役所の他の所管課で取りまとめる場合は、そちらを通じて提出してください。

和歌山市 危機管理局 危機管理部 総合防災課 避難確保計画係あて

〒640-8157 和歌山市八番丁 12 番地(市役所消防庁舎 6 階)

電話:073-435-1199、fax:073-435-1299

mail:hinankakuho@city.wakayama.lg.jp (※メールは計画等の提出にのみ対応)

## 2 避難確保計画の実効性を高める

### (1) 避難確保計画は作成して完了ではありません

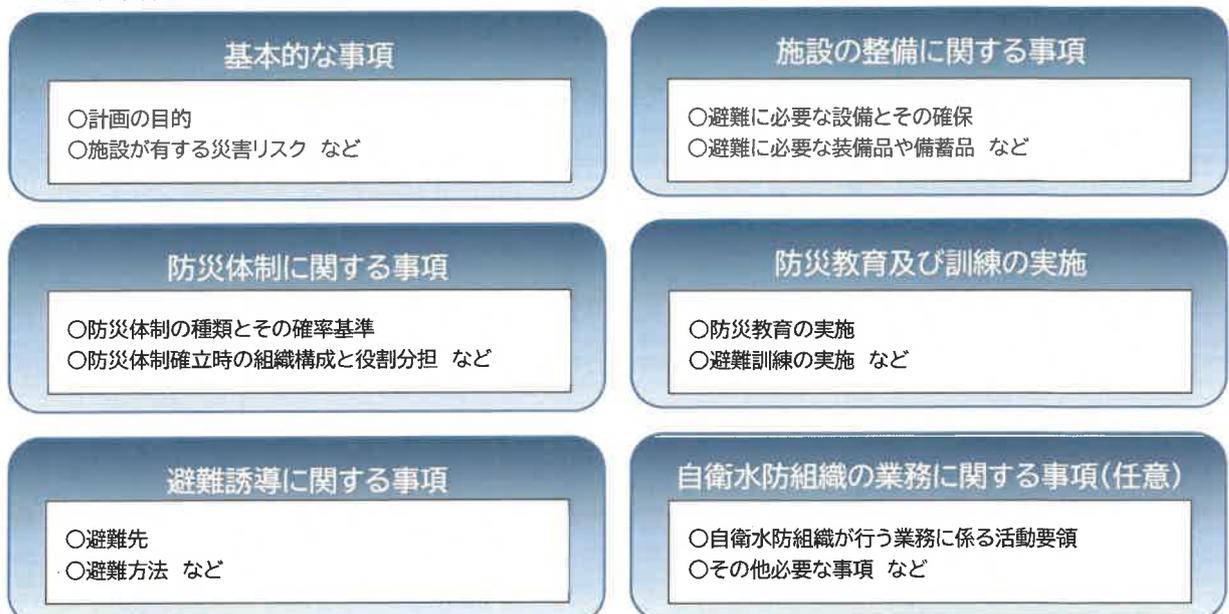
避難確保計画は、大雨による浸水や土砂災害が発生するおそれのあるとき、高齢者施設等の要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を定める計画です。

よって、計画を作成しただけでなく、避難確保計画の内容を要配慮者利用施設の職員等の関係者が十分に理解し、確実に施設利用者の避難確保計画に定めた内容を施設職員や施設利用者、施設利用者の家族、外部協力者などに周知しておく必要があります。

また、施設の状況が変わったり、避難訓練によって課題が明らかになったりした場合など、必要に応じて避難確保計画の中身を見直すことも大切です。

なお、国土交通省のホームページにも作成の手引きやチェックリストなどの参考資料がありますのでご覧ください。

<避難確保計画の基本構成の例>



## (2) 義務化された避難訓練の実施と報告

要配慮者利用施設は、年 1 回以上の避難訓練実施と、市町村長への訓練結果の報告が法律で義務化されました(令和 3 年 5 月に水防法及び土砂災害防止法改正)。

訓練実施後、1 か月程度を目安に報告様式「訓練実施結果報告書」を提出する必要があります。

なお、避難訓練には様々な種類がありますので、施設の実情にあわせて必要な訓練を実施しましょう。

いずれの場合も、訓練を振り返って、課題や改善方法を共有し、場合によっては避難確保計画を見直しましょう。



### <訓練の一例>

#### ▼図上訓練

主に職員が、避難確保計画、ハザードマップ、施設の館内図などを用いて、避難場所等までどのように避難誘導をするかなどを確認する訓練です。

発生しうる様々な災害を想定し、その災害に応じた行動を確認しましょう。

#### ▼情報伝達訓練

主に職員が、発生しうる様々な災害を想定し、必要な情報の収集から、職員等への情報伝達、さらに避難判断の意思決定まで行う訓練です。

想定した災害に応じて、気象情報等の発令・発表から避難完了までのシナリオを作成し、施設職員役、施設利用者等役、利用者等の家族役など役割分担を決めて訓練を進めます。

#### ▼避難経路の確認訓練

避難確保計画に記載した避難場所、避難経路を確認し、安全な避難誘導について確認する訓練です。計画作成後に、避難経路となっている道路等に変更が生じていないかの確認はもちろんのこと、安全が確保できる避難経路や方法となっているか改めて確認しましょう。

#### ▼水平避難(立退き)訓練

実際に、施設利用者等を施設の外にある避難所・避難場所等へ立退き避難誘導する訓練です。

ただし、施設利用者等への負担が大きい場合などは、職員を施設利用者等の代役として避難訓練したり、実際の避難場所までは避難誘導せずに、避難場所に見立てた施設内駐車場等へ避難誘導したりするなど、施設の実情に合わせた訓練をしましょう。

#### ▼垂直避難(屋内安全確保)訓練

実際に、施設利用者等を施設内で屋内安全確保するための避難先居室等に避難誘導する訓練です。

#### ▼持ち出し品の確認訓練

避難確保計画に記載した避難誘導等に用いる資器材等の確認や、実際に持ち出す場合の所要時間や人数などを確認する訓練です。利用者等にあわせた器材や食事の提供が必要となる場合もあるため、いざという時に素早く対応できるように具体的な持ち出し品を確認しておきましょう。

### 3 防災情報を知る

#### (1) 防災情報の収集方法

情報収集は、水害・土砂災害に対する警戒避難体制をとるために重要です。

気象警報や土砂災害警戒情報などの収集方法の一例を紹介します。

また、次に示した登録制メールやウェブサイト以外にも、テレビやラジオなどからも情報収集が可能です。

いざという時のために、あらかじめ複数の情報収集手段を決めておきましょう。



##### ① 県や市が提供する登録制メール

事前に登録しておくことで、気象情報、河川水位情報、雨量情報、避難指示などの情報が、自動的に送信されますので、登録を強くお勧めします。

- ▶ 和歌山県や和歌山市によるサービスで無料
- ▶ 欲しい情報だけを選択して受信することが可能
- ▶ 登録してからも内容変更や解除がいつでも可能



和歌山県  
防災わかやまメール



和歌山市  
防災情報メール

##### ② 気象情報等を提供するウェブサイト

気象庁をはじめ各行政機関が運営するウェブサイトの一例を紹介します。この他にも多くのウェブサイトがあり、様々な情報を確認することができます。

###### ▼気象庁

気象庁が発表する気象情報、地震・津波情報などの情報を収集できます。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

###### ▼和歌山県河川／雨量防災情報

和歌山県が発表する土砂災害メッシュ、土砂災害警戒情報、河川水位情報、洪水予報等を確認できます。

<http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/mainMap.html>

## (2) 避難所・避難場所の確認

和歌山市のホームページでは市が指定する避難所等の一覧表と、避難所、避難場所、広域避難場所などの用語説明をご確認いただけます。各施設の対象となる災害に応じて、適切な避難場所を選んでください。

- ▶ 洪水・土砂災害では強雨等が予想されるため、風水害に対応した安全レベルの高い屋内施設を選ぶ(公園等は選ばない)
- ▶ 土砂災害の危険性が高い場所や浸水しやすい道路など、避難経路の安全性も考慮して避難所等を決める など



なお、市が指定する避難所等以外でも、浸水想定区域外などの安全な「系列施設や同種類似施設」へ避難することも有効です。ただし、市の指定でない避難先の施設の場合は、事前に施設間で了解を得ておく必要があります。

### ▼和歌山市の避難所等に関するホームページ

和歌山市避難所・避難場所について 🔍

[http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/bousai_bouhan_koutsu/1000032/1027249/index.html](http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/bousai_bouhan_koutsu/1000032/1027249/index.html)

## (3) 施設やその周辺における災害リスクの確認

平時から、施設やその周辺における災害リスクはもちろんのこと、施設から避難所等への避難経路における災害リスクなどを把握しておくことが大切です。

和歌山市が発行している洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地震・津波ハザードマップのほか、様々な災害リスクを確認できるホームページを確認しておきましょう。

なお、各ハザードマップ発行後に道路環境等が変わっている場合もあります。マップ上で確認するだけでなく、実際に避難経路を歩いてみることも大切です。

- ▶ 和歌山市防災ハザードマップ
- ▶ 重ねるハザードマップ(国土交通省ホームページ)
- ▶ わかやま土砂災害マップ(和歌山県砂防課ホームページ)
- ▶ 紀の川浸水想定区域図(国土交通省和歌山河川国道事務所ホームページ) など

